

# 岐阜県公報

第 六 百 三 十 三 号  
令和 七 年 十 月 二 十 四 日  
(金曜日)

## 目 次

### 人事委員会規則

○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 四六<sup>ページ</sup>一

### 告 示

○道路の区域変更

(道路維持課) 四六三

### 公 示

○県営土地改良事業計画の変更  
○開発行為の工事の完了

(農地整備課) 四六四  
(建築指導課) 四六四

## 人事委員会規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月二十四日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第二十六号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「新たに職員となつた者が第三十五条第一項に規定する特定職員であるときは、三」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、新たに職員となつた者が第三十七条の二各号に掲げる職員であるときは、人事委員会が別に定める号給とすることができる。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十五条の見出し中「特定職員」を削り、同条第一項中「前条に規定する職員(以下この条及び次条において「特定職員」という。)」を「職員」に、「よる」を「より」に、「特定職員の」を「職員の」に、「特定職員昇給号給数表」を「昇給号給数表」に、「特定職員は」を「職員は」に改め、同条第二項中「特定職員」を「職員」に改め、同条第三項中「特定職員の」を「職員の」に改め、同項第一号中「特定職員」を「職員」に改め、「前項第五号に」の下に「掲げる職員に」を加え、同項第二号中「特定職員」を「職員(第三十七条の二各号に掲げる職員に限る。)」に改め、同条第四項中「した場

合に昇給区分がD又はEとなる特定職員」を「なる職員」に改め、同条第五項中「特定職員」を「職員」に、「概ね」を「おおむね」に改め、同条第六項中「特定職員」を「職員」に、「又は号給」を「又は当該号給」に改め、同条第七項及び第八項中「特定職員」を「職員」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三十七条第一項中「第六条第五項」を「第六条第五項第一号」に、「同項」を「同号」に改め、同条第二項中「第六条第五項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加え、「同項」を「同号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(管理又は監督の地位にある職員等)

第三十七条の二 条例第六条第五項第二号の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員及びこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの
  - 二 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
  - 三 教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
  - 四 教育職給料表(四)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
  - 五 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
  - 六 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの
- 別表第七の二を次のように改める。

別表第七の二 (第35条関係)

イ 行政職給料表7級以下職員昇給号給数表

| 昇給区分   | A   | B | C | D | E |
|--------|-----|---|---|---|---|
| 昇給の号給数 | 8以上 | 6 | 4 | 2 | 0 |
|        | 2以上 | 1 | 0 | 0 | 0 |

備考

- この表は、第37条の2各号に掲げる職員以外の職員に適用する。
- この表に定める上段の号給数は条例第6条第5項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける職員に適用する。

ロ 公安職給料表8級以上職員昇給号給数表

| 昇給区分   | A | B | C | D | E |
|--------|---|---|---|---|---|
| 昇給の号給数 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 |

備考 この表は、第37条の2各号に掲げる職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
- (昇給の号給数等の特例)
- この規則による改正後の岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(以下「新規則」という。)第三十五条の規定にかかわらず、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号。以下「条例」という。)第六条第三項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当分の間、次項に規定する基準号給数に相当する号給数とする。この場合において、当該号給数が零となる職員及び次に掲げる職員は、昇給しない。
  - 一 条例第六条第五項各号に掲げる職員(次項において「昇給号給数抑制職員」という。)で次項第二号又は第三号に掲げるもの
  - 二 次項第三号に掲げる職員で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの
  - 三 職員の基準号給数(その者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数をいう。)は、新規則第三十三条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
    - 一 勤務成績が特に良好である職員 五号給以上(昇給号給数抑制職員にあっては、一号給以上)
    - 二 勤務成績が良好である職員 四号給
    - 三 勤務成績が良好であると認められない職員 三号給以下
  - 四 人事委員会の定める事由以外の事由によつて毎年一月一日(以下「昇給日」という。)前一年間(当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他人事委員会の定める職員は、前項第三号に掲げる職員とみなして、前二項の規定を適用する。
- 前年の昇給日後に新たに職員となった職員又は同日後に新規則第二十二条第三項、

告  
示

岐阜県告示第四百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

第二十五条第二項（新規則第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四十一条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第二項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を十二月で除した数を乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

6 第二項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は新規則第二十四条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第二項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

7 一の昇給日において第二項から前項までの規定により行う職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

8 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「**当分の間**」を「**切替日から令和七年三月三十一日までの間は**」に改める。

なお、その関係図面は、令和七年十月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

岐阜県知事 江崎 禎 英

|             |            |                                                           |                          |
|-------------|------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------|
| 道 道<br>類の種路 |            | 美 岐<br>瀨 阜<br>線                                           |                          |
| 路<br>線<br>名 |            | 同 市<br>番 地<br>先 向<br>ま 加<br>で 野<br>一 丁<br>六 目<br>一 二<br>四 |                          |
| 区           |            | 間                                                         |                          |
| 後           | 前          | 別 前 変 区<br>後 更 域                                          | 敷 敷<br>地 地<br>の の<br>幅 幅 |
| 二・六<br>三・三  | 一・四<br>二・五 | ル<br>(メ<br>ート                                             | 員<br>の<br>延              |
| 一五・四        | 一五・四       | ル<br>(メ<br>ート                                             | 長                        |
|             |            | 備<br>考                                                    |                          |

岐阜県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年十月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

岐阜県知事 江崎 禎英

|              |             |                                              |             |    |    |
|--------------|-------------|----------------------------------------------|-------------|----|----|
| 道の種類         | 路線名         | 区間                                           | 区域<br>敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
| 県道           | 上白<br>真砂線   | 岐阜市芥見町屋一丁目一<br>二番地先から<br>同市■園一丁目九四番<br>三地先まで |             |    |    |
| 後            | 前           | 別前後                                          | 変更          |    |    |
| 二九・二<br>四九・四 | 二六・四<br>五・七 | ル<br>(メート                                    | 員           |    |    |
| 一六・五・九       | 一六・五・九      | ル<br>(メート                                    |             |    |    |
|              |             |                                              |             |    |    |

公 示

。県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年十月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備・農道整備）  
地区名 郡上八幡地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和七年十月二十四日から  
令和七年十一月十三日まで

。開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和七年十月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

| 開発許可（変更許可）<br>番号及び年月日                                                    | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称           | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                               |
|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------|
| 岐阜県指令岐西建築第二三<br>七号の一<br>令和 七・ 四・二三                                       | 瑞穂市牛牧字細道一〇六七番三の一部及び一〇六八番一の一部 | 岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地<br>大丸開発株式会社<br>代表取締役 白 井 泉 |
| 岐阜県指令岐西建築第四一<br>号の二<br>令和 七・ 六・一七<br>〔岐阜県指令岐西建築<br>第三九号の六<br>令和 七・ 八・一九〕 | 羽島郡岐南町平島一丁目七番一               | 岐阜県関市栄町五丁目一七番地一<br>株式会社フクタハウス<br>代表取締役 福 田 博 光 |

令和七年十月二十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社